

姫路市上下水道局告示第 71 号

令和 8 年 8 月 26 日

姫路市上下水道事業管理者 松 浦 正 宗

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定に基づき、下記の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年姫路市水管規程第 8 号）第 5 条第 2 号の規定により告示する。

記

事業を廃止する者の名称等及び廃止年月日

氏名又は名称	株式会社清水設備
事業所の所在地	神戸市灘区友田町三丁目 3－1
指定番号	第 237 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）8 月 21 日
廃止年月日	令和 8 年（2026 年）8 月 21 日